



DIGITALIFT

第10期 定時株主総会 招集ご通知

2021年10月1日から2022年9月30日まで

日 時 | 2022年12月21日（水曜日）
午前10時

場 所 | 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR
4階 「the Green」

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

ご出席を予定または検討されている株主様

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により、株主総会の開催及び運営に関して大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

（URL： <https://digitalift.co.jp/>）

目 次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
計算書類	22
監査報告書	24

株式会社デジタリフト

証券コード：9244

証券コード 9244
2022年12月2日

株 主 各 位

東京都港区西麻布四丁目12番24号

株式会社デジタリフト

代表取締役 **百 本 正 博**

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内を参照いただき、書面又はインターネットにより2022年12月20日（火曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時（午前9時30分開場予定）
2. 場 所 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR4階 「the Green」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第10期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告の内容、
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての報酬等の決定の件
第4号議案 監査役に対するストック・オプションとしての報酬等の決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、添付書類のうち、以下の書類をインターネット上の当社WEBサイト（<https://digitalift.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。また、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査役が監査報告を作成するに際して監査をした各書類の一部です。

①事業報告の「会社の体制及び方針」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社WEBサイト（<https://digitalift.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前行使をしていただける場合



◎書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年12月20日（火曜日）午後7時まで



◎インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年12月20日（火曜日）午後7時まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

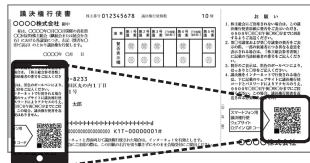
開催日時 2022年12月21日（水曜日）午前10時

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト
をご利用いただくことによつてのみ可能です。

「スマートフォン」による方法

① QRコードを読み取る



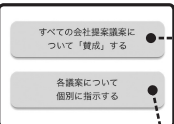
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る。

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

② 議決権行使方法を選ぶ

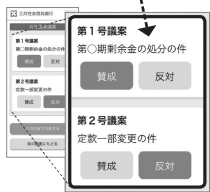


議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

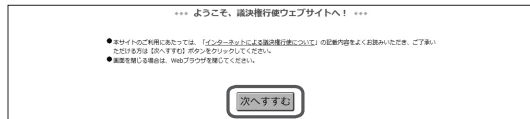
③ 各議案の賛否を選択



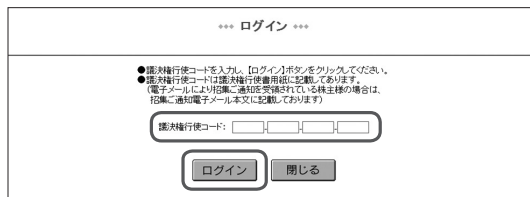
上記方法での議決権行使は1回に限ります。

パソコンによるアクセス手順

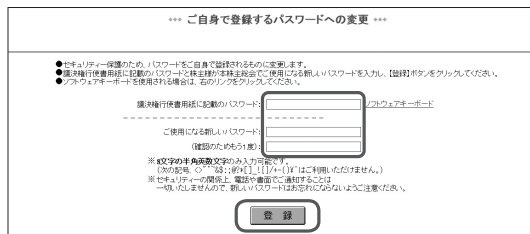
① ウェブサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

！ インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031

[受付時間（午前9時～午後9時）]

事 業 報 告

(2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

我が国のインターネット広告市場において、2021年のインターネット広告費（注1）が2兆7,052億円（前年比21.4%増）と広告費全体の39.8%を占めるまでに引き続き高い成長をしておりますが、足元では新型コロナウイルス感染症の再拡大が発生しており、ウクライナ情勢の長期化及び物価上昇等による経済環境の不透明感があります。

このような環境のもと、当社は「カスタマーの意思決定を円滑に 一広告主とエンドユーザー双方の利益をLIFTします。」というビジョンを掲げ、当社は、①アジャイル広告運用サービス（注2）、②CdMOサービス（注3）、③LIFT+サービス（注4）という3つのサービスを顧客ニーズに合わせて柔軟に組み合わせることで、多種多様なお客様に対して、幅広く「トレーディングデスク事業（注5）」を提供しております。

また、各サービスを提供する中で得られたデジタルマーケティング領域に関する豊富な知見を社内に蓄積し、サービス間でそれらを共有する体制を構築することにより、連鎖的に各サービスの品質を高め合う効果を得ております。

（図1（左）：3つのサービスの関係性）

広告運用の領域において、デジタルマーケティング戦略に沿った運用を中規模以上の広告予算を投入して配信を行うクライアントに対して、運用期間中にも絶え間なく発生する消費者の変化を動的に捉え、それに対応していく「アジャイル広告運用サービス」をご提供しています。その具体的な特徴としては、配信設定段階では、当社側のリサーチ及び、クライアントへのヒアリング情報・開示情報をベースに配信構造を設定し、広告配信の運用を実行します。その後、結果として良し悪しのデータが明確に表れますので、これらのデータをもとに、継続的に配信構造の改善診断をしております。

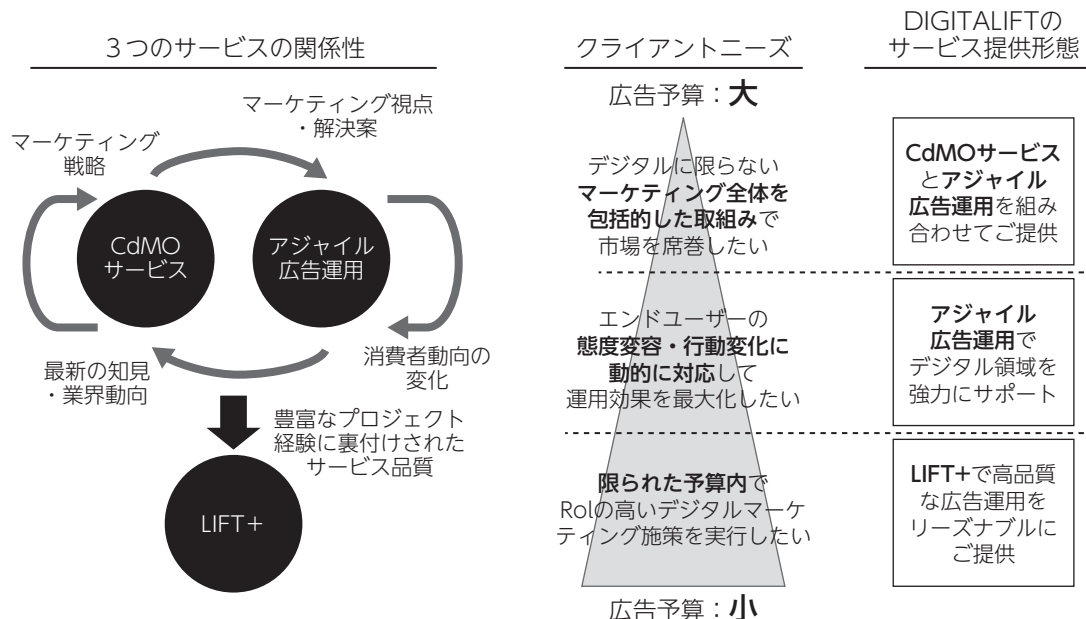
また、「CdMOサービス」は大企業を中心とする先進的な取り組みを求めるクライアントに対して提供する、包括的なマーケティング領域のコンサルティングサービスです。クライアントのCMOの広範なカバー領域のうち、特に高い専門性が求められるデジタル領域を支援する役割を担っており、「メディア特性、消費者の行動変化などの最新状況を考慮したデジタル戦略のアイデア提供」、「デジタルツールの最新事情や他社事例の提供」、「新

商品、新サービスの立ち上げに関するアドバイス」、「デジタル・マーケティング組織の構築・強化・評価方法・内製化等の方針検討」などを行っております。

一方、予算の限られる小規模事業者様のニーズに対しては、広告自動運用パッケージサービスであるLIFT+を提供します。とりわけ、事業立ち上げフェーズのクライアント企業は、その高い将来性に比して、投下可能な広告予算の制約が大きいという特徴があります。このようなクライアントに向け上述したアジャイル広告運用、CdMOサービスの経験に裏打ちされた知見が盛り込まれたサービス品質でスタートアップ企業をご支援することで、新たな事業育成・市場創造を狙っています。また、従来は、高品質なデジタル広告運用サービスの提供が難しかった、中小企業や地場産業等のマーケティング高度化への貢献も狙っております。その活動を通じて、地域経済の活性化へ寄与していきたいと考えております。

このように、当社の提供サービスは、業界や広告予算にかかわらず、あらゆるクライアントニーズに合致した価値提供ができることを強みとしています。(図1 (右)：クライアントニーズ、及び、DIGITALIFTのサービス提供形態)

(図 1)



※ROI (Return On Investment)：投資利益率と呼ばれ、投資額に対してどれくらいの利益・効果が得られたのかを表す指標のことを言います。

当事業年度において、当社の主要サービスである「アジャイル広告運用」及び「CdMOサービス」が引き続き堅調でありました。また、「LIFT+サービス」では、2020年4月のサービス開始から取扱社数及び取扱高を堅調に増やしております。また、採用を強化するため計画より前倒しでの人員採用を行ったため販売費及び一般管理費が増加しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は、2,633,197千円と前事業年度と比べ297,021千円（12.7％）の増収、営業利益は、185,187千円と前事業年度と比べ13,870千円（△7.0％）の減益、経常利益は、198,325千円、と前事業年度と比べ3,180千円（1.6％）の増益、当期純利益は、147,963千円と前事業年度と比べ20,178千円（15.8％）の増益となりました。

なお、当社はトレーディングデスク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(注1) 出典：株式会社電通「2021年日本の広告費」2021年2月24日

(注2) アジャイル広告運用：運用期間中にも絶え間なく発生する消費者の変化を動的に捉え、達成したいKGI/KPIを踏まえて広告運用の設計を行うとともに、キャンペーン期間中に動的に運用変更を行うサービスです。

(注3) CdMO: 大企業を中心とする先進的な取り組みを求めるクライアントに対してご提供する、包括的なマーケティング領域のコンサルティングサービスです。

(注4) LIFT+：予算の限られる小規模事業者様のニーズに対応する、広告自動運用パッケージサービスです。

(注5) トレーディングデスク事業：デジタル広告配信にまつわることを一手に引き受け、狙いどおりに情報をお届けするのが、トレーディングデスク事業の役割です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は865千円であります。その主なものは、事業拡大に伴うPC等の工具、器具及び備品です。

(3) 資金調達の状況

運転資金への充当を目的として、オーバーアロットメントによる新株式の発行92,297千円及び金融機関より長期借入金として100,000千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

1. 今後の成長の核であるトレーディングデスク事業における、顧客ニーズに合わせた柔軟なサービス提供による顧客基盤の強化

イ 大企業様に対しては、CdMOサービスとアジャイル広告運用サービスを組み合わせた「包括的・統合的なマーケティングパートナー」としての役割を果たすべく、以下のアクションを行います。

① デジタルマーケティングの十分な知識と経験に加え、デジタルに限らないマーケティング全般の知識を保持し、広範かつ構造的にソリューションを提示できる人材を育成します。そのために、コンサルティング経験者等のハイスکیل人材の採用と、入社後の教育体制の充実を推し進めます。

② 既存顧客との関係性深化を目指します。デジタルアドに関するより深い知見を提供して信頼を得るとともに、デジタルマーケティング領域及びデジタルに限らないマーケティング全般に関しても積極的にクライアントのキーマンに情報提供を試み、幅広いコミュニケーションにより価値提供の機会を探ります。

③ 新規顧客開拓を推進します。上場によって得られる知名度を核にして、大企業向けのドアオープンを直接及び大手代理店経由を問わず積極的に強化します。

ロ 中規模企業様に対しては、アジャイル広告運用サービスを主軸に据えた「成果に直結する広告運用のスペシャリスト」としての役割を果たすべく、以下のアクションを行います。

① 広告運用スペシャリストの育成・採用を拡充します。特に、経験者採用の拡充と、当社独自の方法論を身に付けるための育成プログラムの確立及び教育体制の構築に注力します。

② 広告媒体社やパートナー企業との密連携を維持し、最新情報の取得を継続します。また、媒体社の認定プログラムへの参加及び共同勉強会の実施等により、技術変化や業界動向を敏感に捉え、当社の方法論をアップデートします。

③ 社内のナレッジ蓄積と共有を強化します。個別案件から得られた学びを社内に蓄積し、組織全体でPDCAを回します。これにより、当社の方法論が強化され、アジャイル広

告運用サービスの高速進化が実現されます。

ハ 小規模事業者様及び事業立ち上げ期の企業様に対しては、当社独自開発のパッケージ型広告運用サービス「LIFT+」を活用し「事業規模拡大を担う高効率な営業パーソン」としての役割を果たします。個別クライアントの事業状況や広告予算に応じたマーケティング施策の活用方針をご提案します。また、クライアントの事業成長フェーズに合わせ、適切なタイミングで、より高度な施策への取り組みを支援します。

- ①デジタルマーケティングの実施経験が少ないクライアントに対して、平易な文言でわかりやすくサービスをご説明・サポートできるコンサルタントを増員します。お客様の状況を把握し、事業の実態に合わせて、運用方針や活用サービスを組み替える「提案力のある営業チーム」を組成します。
- ②広告運用スペシャリストを増員します。特に、小規模事業者様にニーズの高い「LIFT+」を活用できる人材を育成します。そのために、ノウハウの形式知化、マニュアル化及び社内の教育サポート体制を強化します。
- ③サービス認知度の向上を目指します。web広告やセミナー/ウェビナーを実施し、認知獲得から興味関心、サービス理解までを一息に推し進めることで、受注効率の向上を狙います。
- ④内部管理体制を強化します。特に、反社会的勢力の排除と、信用力調査及び貸倒リスクヘッジのために、必要な手続きを定め、ルールに基づいた運用を徹底します。

2. コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が継続的な成長を維持するためには、事業拡大だけではなく、コーポレート・ガバナンス体制の強化とコンプライアンス体制を強化することが重要であると認識しております。そのため経営の公平性、透明性、健全性を確保すべく、社外取締役、監査役監査体制、内部監査及び内部統制システムの整備等によりその強化を図ってまいります。

3. 内部管理体制の強化

当社は現在成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、内部管理体制強化に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年9月期 第7期	2020年9月期 第8期	2021年9月期 第9期	2022年9月期 (当事業年度) 第10期
売 上 高	2,060,340 千円	2,065,315 千円	2,336,176 千円	2,633,197 千円
経 常 利 益	106,565 千円	113,042 千円	195,145 千円	198,325 千円
当 期 純 利 益	71,084 千円	73,275 千円	127,784 千円	147,963 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	52.55 円	53.68 円	93.55 円	96.12 円
総 資 産	749,401 千円	746,773 千円	1,180,783 千円	1,457,808 千円
純 資 産	170,068 千円	243,343 千円	530,011 千円	772,369 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	124.59 円	178.27 円	359.33 円	498.67 円

- (注) 1.当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第7期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。当該会計基準等適用に伴う影響額については個別注記表の「2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容

事業	主要製品
トレーディングデスク事業	①CdMOサービス、②アジャイル広告運用サービス、 ③LIFT+サービスの提供

(13) 主要な事業所（2022年9月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区
千葉オフィス	千葉県千葉市
宮崎オフィス	宮崎県宮崎市
沖縄オフィス	沖縄県那覇市

(14) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66（3）名	18名増（－名）	32.6歳	1.9年

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数増加の主な理由は、期中採用によるものであります。

(15) 主要な借入先（2022年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	200,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	95,000 千円
株式会社三井住友銀行	36,106 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,548,900株（自己株式27株を含む。）
- (3) 株主数 1,104名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
百本 正博	480,000 株	30.99 %
株式会社フリークアウト・ホールディングス	480,000	30.99
株式会社SBI証券	61,965	4.00
楽天証券株式会社	48,000	3.09
藤樫 勇気	26,200	1.69
南 浩司	15,700	1.01
有限会社EIF	15,000	0.96
中田 頼弘	13,700	0.88
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	10,100	0.65
久々江 満	10,000	0.64

(注) 1.持株比率は、自己株式（27株）を控除して計算しております。
2.持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2017年9月28日	2019年7月24日
新株予約権の数	75個	38個
保有者数	取締役（社外取締役を除く）1名	取締役（社外取締役を除く）1名
目的となる株式の種類及び数	普通株式 7,500株	普通株式 3,800株
新株予約権の発行価額	無償	無償
行使価額	1株当たり 240円	1株当たり 260円
権利行使期間	2017年9月29日から 2027年9月28日まで	2021年7月25日から 2029年7月15日まで
行使条件	(1) 行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 (2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。	(1) 行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 (2) 相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2020年4月1日	2020年12月24日
新株予約権の数	33個	100個
保有者数	取締役（社外取締役を除く）1名 社外取締役1名	取締役（社外取締役を除く）1名 社外取締役1名
目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,300株	普通株式 10,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
行使価額	1株当たり 850円	1株当たり 850円
権利行使期間	2022年4月2日から 2030年3月16日まで	2022年12月25日から 2030年12月9日まで
行使条件	（1）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （2）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。	（1）行使条件 ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ②権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 ③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 （2）相続 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

（注）2019年7月16日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。「目的となる株式の種類及び数」、「行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年9月30日現在）

会社における 地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役	百 本 正 博	—
取締役	鹿 熊 亮 甫	—
取締役	輿 石 雅 志	(株)ドアーズ 取締役社長
取締役	金 山 藍 子	三浦法律事務所 パートナー弁護士
常勤監査役	鈴 木 順 子	—
監査役	水 野 祐	シティライツ法律事務所 弁護士
監査役	久 保 聖	久保聖公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役輿石雅志氏及び取締役金山藍子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役久保聖氏及び監査役水野祐氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鈴木順子氏は、大手広告代理店における経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査役として選任しております。
4. 監査役久保聖氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。
5. 監査役水野祐氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として選任しております。
6. 当社は、社外取締役輿石雅志氏、社外取締役金山藍子氏、社外監査役久保聖氏及び社外監査役水野祐氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 金山藍子氏は、婚姻により玉村姓となりましたが、弁護士などの業務を旧姓の金山で行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であります。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	33,400 (5,600)	33,400 (5,600)	— (—)	— (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,600 (5,600)	11,600 (5,600)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	45,000 (11,200)	45,000 (11,200)	— (—)	— (—)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年12月19日開催の第7期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。第7期定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年12月25日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。第6期定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ① 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。
- ② 非金銭報酬等の内容

株式報酬型ストックオプションの内容及び交付状況は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項（1）当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。なお、当社取締役に職務執行の対価として交付された新株予約権について、当事業年度において株式報酬費用として計上された額はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役輿石雅志氏は、株式会社ドアーズの取締役社長であります。当社と兼職先との間には営業取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の売上高の0.01%未満と僅少であり、独立性に影響を与えるものではありません。
- ・その他の各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 輿 石 雅 志	当事業年度開催の取締役会には、24回中24回出席し、議案審議につき経営者の見地から必要な発言を行っており、同氏に期待される経営全般について独立した立場からの監督・助言を行っております。
取締役 金 山 藍 子	当事業年度開催の取締役会には、24回中24回出席し、議案審議につき弁護士の見地から必要な発言を行っており、同氏に期待される独立性を持った経営の監視を行っております。
監査役 水 野 祐	当事業年度開催の取締役会には、24回中24回出席し、議案審議につき弁護士の見地から必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 久 保 聖	当事業年度開催の取締役会には、24回中24回出席し、議案審議につき公認会計士の見地から必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|------------------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,404,449</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>603,679</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,068,902        | 買 掛 金              | 199,329          |
| 受 取 手 形                | 2,236            | 短 期 借 入 金          | 200,000          |
| 売 掛 金                  | 287,850          | 1 年内返済予定の長期借入金     | 53,336           |
| 契 約 資 産                | 3,240            | 未 払 金              | 78,212           |
| 仕 掛 品                  | 17               | 未 払 費 用            | 20,504           |
| 前 払 費 用                | 8,654            | 未 払 法 人 税 等        | 21,811           |
| そ の 他                  | 33,548           | 未 払 消 費 税 等        | 25,508           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>53,358</b>    | 契 約 負 債            | 661              |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,828</b>     | 預 り 金              | 4,315            |
| 建 物                    | 6,705            | <b>固 定 負 債</b>     | <b>81,759</b>    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 1,123            | 長 期 借 入 金          | 77,770           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>45,530</b>    | 資 産 除 去 債 務        | 3,989            |
| 投 資 有 価 証 券            | 9,996            | <b>負 債 合 計</b>     | <b>685,439</b>   |
| 出 資 金                  | 10               | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 7,226            | <b>株 主 資 本</b>     | <b>772,369</b>   |
| そ の 他                  | 28,297           | 資 本 金              | 136,461          |
|                        |                  | 資 本 剰 余 金          | 130,711          |
|                        |                  | 資 本 準 備 金          | 130,711          |
|                        |                  | 利 益 剰 余 金          | 505,241          |
|                        |                  | そ の 他 利 益 剰 余 金    | 505,241          |
|                        |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金      | 505,241          |
|                        |                  | 自 己 株 式            | △45              |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>772,369</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,457,808</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>1,457,808</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年10月 1 日から  
2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 2,633,197 |
| 売上原価         |        | 1,896,411 |
| 売上総利益        |        | 736,786   |
| 販売費及び一般管理費   |        | 551,599   |
| 営業利益         |        | 185,187   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 9      |           |
| 受取手数料        | 4,188  |           |
| 助成金収入        | 11,827 |           |
| その他          | 224    | 16,250    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 1,928  |           |
| 株式交付費        | 1,109  |           |
| 上場関連費用       | 73     |           |
| その他          | 0      | 3,111     |
| 経常利益         |        | 198,325   |
| 税引前当期純利益     |        | 198,325   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 50,085 |           |
| 法人税等調整額      | 276    | 50,362    |
| 当期純利益        |        | 147,963   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社デジタルフト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルフトの2021年10月1日から2022年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべきことは認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月21日

株式会社デジタルリフト 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 鈴木順子 | 印 |
| 社外監査役 | 久保聖  | 印 |
| 社外監査役 | 水野祐  | 印 |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度導入の準備

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、当該附則は期日経過後に削除するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                | <p>第8章 雑則</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                | <p>(附則)</p> <p>第46条 変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>       |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 百 本 正 博<br>(1970年5月11日生) | 1995年4月 (株)大広 入社<br>2005年11月 (株)U・M・A 取締役<br>2012年11月 当社 代表取締役(現任)                                                                                                                                                                                                       | 480,000株          |
| 2          | 鹿 熊 亮 甫<br>(1993年2月14日生) | 2016年4月 当社 入社<br>2018年10月 当社 営業ディビジョンシニアマネージャ<br>ー<br>2018年12月 当社 取締役(現任)                                                                                                                                                                                                | 2,100株            |
| 3          | 興 石 雅 志<br>(1972年2月29日生) | 1996年4月 (株)大広 入社<br>2003年5月 (株)イーエックスマーケティング(現 (株)<br>メディアイノベーション 旧商号 (株)ライ<br>ブドアマーケティング) ゼネラルマネー<br>ジャー<br>2005年12月 (株)セシール 取締役<br>2008年1月 (株)兼子 経営管理室長<br>2010年12月 オフィスデポジャパン(株) 執行役員<br>2012年1月 ブロードマインド(株) 執行役員<br>2020年4月 当社取締役(現任)<br>2020年10月 (株)ドアーズ 取締役社長 (現任) | 一株                |
| 4          | 金 山 藍 子<br>(1978年12月17日) | 2005年10月 弁護士登録<br>森・濱田松本法律事務所 入所<br>2010年4月 国土交通省 入省<br>2018年10月 Google合同会社 入社<br>2019年1月 三浦法律事務所 入所 パートナー (現<br>任)<br>2020年12月 当社取締役(現任)                                                                                                                                | 一株                |

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 興石雅志氏及び金山藍子氏は社外取締役候補者であります。

3. 興石雅志氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要については、経営者として長年に亘り経験を積まれており、当社が属するデジタルマーケティング業界における知見を有しており、様々な観点から当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を行い、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることができると判断し、社外取締役候補者となりました。引き続き、独立した立場から当社の経営を監督いただけるものと期待しております。

金山藍子氏を社外取締役候補者とした選任した理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要については、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社が属するデジタルマーケティング業界における知見を有しており、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。引き続き、独立した立場から当社の経営を監督いただけるものと期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

4. 当社と興石雅志氏及び金山藍子氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 興石雅志氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年8カ月となります。
- 金山藍子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 興石雅志氏及び金山藍子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、各取締役候補者が取締役を選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の保険期間は2023年9月27日までですが、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同程度の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬等の決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、会社法第361条第1項に基づき、2019年12月19日開催の第7期定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と定めております。

このたび、当社の取締役（社外取締役を除く。）については、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役につき年額90百万円以内として設定したく、ご承認をお願いするものであります。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、取締役については取締役会の決議により決定することといたします。

なお、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（社外取締役を除く。）は2名となります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象取締役（社外取締役を除く。）への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業績、当社における対象取締役（社外取締役を除く。）の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。対象取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

#### 1. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く。）

#### 2. 新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数は、350個を上限とする。

### 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

また、本新株予約権の募集事項についての取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### 4. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### 5. 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & \end{array}$$

また、割当日後、当社が、当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行又は自己株式処分の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合併等の条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

#### 7. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の付与決議日から2年を経過した日より8年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

#### 8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使の時点において、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 9. 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定する日。以下、本項において同じ。）に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記8に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

## 10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 11. その他

新株予約権に関するその他の事項及び上記1～10の各事項の細則については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

## 第4号議案 監査役に対するストック・オプションとしての報酬等の決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、会社法第387条第1項に基づき、2018年12月25日開催の第6期定時株主総会において年額30,000千円以内と定めております。

このたび、当社の監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、従来の報酬等の額とは別枠にて、当社の監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、監査役につき年額9百万円以内（うち社外監査役については年額5百20万円以内）として設定したく、ご承認をお願いするものであります。

監査役の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、監査役の協議により決定することといたします。

なお、本議案の対象となる監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象監査役への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における対象監査役の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。対象監査役に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

### 1. 新株予約権の割当を受ける者

当社の監査役

### 2. 新株予約権の数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に当社の監査役に割り当てる新株予約権の数は、35個（うち社外監査役分については20個）を上限とする。

### 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

また、本新株予約権の募集事項についての取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### 4. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### 5. 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権を割り当てる日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

### 6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 株につき金 1 円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

### 7. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の付与決議日から 1 年を経過した日より 9 年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

### 8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使の時点において、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人である場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 各新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 9. 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は当社取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定する日。以下、本項において同じ。）に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は当社取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記8に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

## 10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 11. その他

新株予約権に関するその他の事項及び上記1～10の各事項の細則については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 赤坂インターシティ AIR 4階 [the Green]

住所 東京都港区赤坂1丁目8番1号



恐れ入りますが、一度3階コンファレンス入口までお越しいただき、4階にお上がりください。

## 会場最寄駅

【地下ルート】 東京メトロ 溜池山王駅 14番出口方面（当ビル直結）

【地上ルート】 東京メトロ 溜池山王駅 9番出口 より徒歩2分

## ※ご参考 アクセス概要

<https://aicc.tokyo/access/>

ご入場に際して、本招集ご通知、議決権行使書用紙を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。